

概要

計量は、古代から社会・経済・科学等のあらゆる分野に多大な影響を与え、**経済の発展、文化の向上**に欠くことの出来ない大切な役割を担っています。

計量検定所では、香川県における計量の適正な実施を確保するため、次の**四つの施策**を柱に事業を進めています。

正しい
計量器
の供給

正しい
計量
の実施

正しい
計量器
の使用

計量
思想
の普及

普及啓発活動

計量パネル・機器展

毎年11月初旬ごろ、県民の皆さまに計量についての正しい知識を深めてもらうため、高松市との共催で「計量パネル・機器展」を開催しています。

- 計量記念日 11月1日（計量法施行日）
- 計量強調月間 毎年11月



計量パネル・機器展

アクセスマップ



公共交通機関

- ことでんバス イオン高松線（北ルート）
警察学校前 徒歩5分
- JR予讃線
香西駅 徒歩24分

お問い合わせ・ご相談

香川県計量検定所



〒761-8031 高松市郷東町587-1

TEL (087)881-2517

FAX (087)881-1370

E-mail kagawa-keiryu@pref.kagawa.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.kagawa.lg.jp/keiryu>



「お知らせ・新着情報」
「定期検査日程」「計量法関係
様式」などのお役立ち情報を
掲載しています。

2024.8

計量検定所 のご案内



かがやくけん、かがわけん。

香川県

計量検定所の業務内容

特定計量器の検定

商店、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等で「取引」や「証明」に使用される特定計量器は、検定を受けたのち、信頼される計量器として社会に送り出されています。

合格した特定計量器には、「検定証印」「装置検査証印」を付しています。

検定の様子



車両用はかり



タクシーメーター
(装置検査)



はかり



圧力計



燃料油メーター



検定証印



装置検査証印



基準器の検査

基準器とは、特定計量器の検定・定期検査等に使用される計量器（基準となる物）で、構造および器差が経済産業省令で定める技術上の基準に適合したものです。

基準器検査に合格した計量器には「基準器検査証印」を付しています。

基準器の種類（抜粋）



基準器
検査証印



基準分銅(大型)



基準分銅



タクシーメーター
装置検査用基準器



基準タンク



重錘型圧力計



検査の様子



大型分銅の検査



基準分銅の検査



可搬式タクシーメーターの検査

基準器検査規則に沿った検査を実施しています。

定期検査

「取引」や「証明」に使用しているはかりは、2年に1回、定期検査または定期検査に代わる計量士による検査を受ける必要があります。

計量検定所では、特定市（高松市）を除く地域について、指定した検査会場での集合検査、または、はかりの所在場所での検査を実施しています。

検査に合格した「はかり」には、定期検査済シールを貼付しています。



定期検査会場の様子

検査の必要なのはかりの例

- ・ 値付けに使用するはかり
- ・ 検診等に使用する体重計（ベビースケールを含む）
- ・ 薬局等の調剤用はかり
- ・ 運賃算定用はかり



定期検査済シール



丸正マーク

なお、家庭用特定計量器技術基準適合マーク（丸正マーク）の付された家庭用の一般体重計、乳児用体重計、調理用はかりは、取引または証明に使用できません。

立入検査

特定計量器を製造または修理する事業所や、計量証明を行う事業者、および適正計量管理事業所が計量法の基準を満たしているかについて立入検査を実施しています。（高松市を除く）

計量販売している食品品の販売店にも立入検査を行い、正しい計量が行われるよう指導しています。（高松市、善通寺市を除く）

商品量目立入検査の様子



店頭商品の
ピックアップ



風袋の計量



内容量の計量

特定商品の内容量は、商品全体の重さから、トレー・ラップ（風袋）やワサビ・タレ等（添付品）の重さを差し引いて表示しています。



事業者の届出・登録・指定

特定計量器の製造・修理・販売事業者の「届出」を受け付けるとともに、計量証明を行う事業者の「登録」、適正計量管理事業所の「指定」を行っています。

適正計量管理事業所の「指定」を受けた事業者は、国家資格を持つ計量士による定期的な計量器の検査や従業員等への計量管理の指導、量目の検査など、

【適正な計量管理】が行われていると認められ、右のマークを掲げることが出来ます。



適正計量管理
事業所マーク